

原発のストレステストに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年七月二十一日

参議院議長 西岡武夫 殿

佐藤正久

原発のストレステストに関する質問主意書

原発のストレステストに関し、経済産業省原子力安全・保安院は、地震、津波、電源喪失、最終的な熱の逃し場（最終ヒートシンク）喪失の四事象について、どこまで安全性に余裕があるかを電力会社などにおいて検討するよう定めた実施計画案を原子力安全委員会に提出した。同委員会で同実施計画が承認された後、原子力安全・保安院は電力会社などに指示するとされている。

また、政府のストレステストに関する統一見解では「歐州諸国で導入されたストレステストを参考に、新たな手続き、ルールに基づく安全評価を実施する」と明言している。

EUでは既に、福島原発事故を受けて、想定以上の地震や津波が起きたときの原発設備への影響、自然災害、航空機墜落、テロ攻撃などあらゆる脅威が原因となつて複合的に起こりうる安全機能の喪失の影響等について検証するストレステストを実施していると承知している。

右の点を踏まえ、以下質問する。

一 この度、実施が予定されているストレステストには、航空機墜落、テロ攻撃などを想定した検証は含まれているのか。

二　一においてテロ攻撃などを想定した検証が含まれていてる場合、どのような形態のテロ攻撃をイメージしているのか。

三　一においてテロ攻撃などを想定した検証が含まれていてる場合、対テロ作戦を任務とする警察庁及び防衛省等からの意見聴取等を行う考えはあるか。

右質問する。